

# 平成27年度宇都宮市障がい者優先調達推進方針

平成26年9月19日策定

## 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

## 2 適用範囲

本方針は、市の全ての部局に適用する。

## 3 調達の対象

調達の対象となる物品・役務及び障がい者就労施設等は、**別表**のとおりとする。

## 4 調達の推進方法

- ・ 宇都宮市障がい者優先調達推進会議において、調達方針の検討及び策定を行うとともに、各部局に配置した推進員により調達方針の周知及び過去の調達実績を参考とした調達の推進を呼び掛け、全庁的に障がい者就労施設等からの物品等の優先調達を図る。
- ・ 障がい福祉課は、調達事例の作成及び障がい者就労施設等からの情報を基に写真等を掲載したリストを随時更新し、当該施設等から提供可能な物品等について、庁内に情報提供する。
- ・ 各課においては、障がい福祉課及び推進員からの情報に基づき、イベントで使用する記念品・啓発物品などについて、障がい者就労施設等からの物品等の新規需要の増進に努める。

## 5 調達方針及び調達実績の公表

市ホームページにより公表する。なお、調達実績については、会計年度終了後、概要を取りまとめ、公表する。

## 6 調達の目標

平成27年度の調達目標額は、8,880千円以上とする。